

## 等級格付について

令和4・5年度神戸市工事請負競争入札参加資格における等級格付は、以下の方法によります。

- 1. 格付登録業種**：土木一般・建築一般・電気一般・管一般・造園一般・舗装
- 2. 地域要件**：地元又は準地元業者であること。地元又は準地元業者でない場合は格付を行わない。
  - ※地元業者：本店を市内に有する者
  - ※準地元業者：上記以外の者のうち、法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を市内に有する者
- 3. 格付計算方法**：上記登録業種ごとに、以下の方法により算出した総合点数(A)に応じ、格付を行う。ただし、年平均完工高・建設業許可の内容が基準に満たない場合は、基準を満たす等級まで降格する。(別表1) また、客観点数(B) (経営事項審査の総合評定値) が無い場合は格付を行わない。
  - ・ 総合点数(A) = 客観点数(B) + 主観点数(C)
  - ・ 客観点数(B) = 経営事項審査(審査基準日が令和2年5月31日以降のもの)の総合評定値
  - ・ 主観点数(C) = 最高実績点数(①) + 平均成績点数(②) + 地元点数(③) + 障害者雇用点数(④) + 環境認証取得点数(⑤) + IS09001取得点数(⑥) + 災害協定点数(⑦) + 次世代育成・男女参画支援点数(⑧) + 消防団協力事業所点数(⑨) + 協力雇用主点数(⑩) - 指名停止点数(⑪)
  - ・ 最高実績点数(①) = 契約監理課において入札し、過去5年間(平成29年1月1日～令和3年12月31日)に完成させた工事の最高実績金額を点数化したもの(別表2)ただし、随意契約による工事を含み、単価契約工事及び特定建設工事共同企業体で発注した工事を除く。
  - ・ 平均成績点数(②) = 契約監理課において入札し、過去5年間(平成29年1月1日～令和3年12月31日)に完成させた工事の平均成績・件数を点数化したもの(別表3)ただし、随意契約による工事を含み、単価契約工事及び特定建設工事共同企業体で発注した工事を除く。
  - ・ 地元点数(③) = 神戸市内に本店を有する者のみ下記ア、イの合計点数
    - ア. 経営事項審査の総合評点×0.05点(小数点以下切捨て)
    - イ. 従業員数(神戸市民雇用人数<sup>注1</sup>)×2点(ただし、上記従業員数が5人以下の場合は10点、50人以上の場合は100点とする)
  - ・ 障害者雇用点数(④) = 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による障害者雇用状況の報告義務のある事業主で、法定の障害者雇用率を達成した者(令和3年12月31日現在)のみ、10点
  - ・ 環境認証取得点数(⑤) = 神戸環境マネジメントシステム(KEMS)又はKEMSと相互認証を行っている審査登録機関<sup>注2</sup>による環境認証又はIS014001を神戸市内の事業所で取得している者(令和3年12月31日現在)のみ、10点
  - ・ IS09001取得点数(⑥) = 令和3年12月31日現在でIS09001認証を取得しており、適用範囲に工事の施工を含む者のみ、10点
  - ・ 災害協定点数(⑦) = 神戸市(水道・交通を含む、外郭団体は含まない)と災害協定を締結して

いる団体等に参加している者(令和3年12月31日現在)のみ、50点

- ・次世代育成・男女共同参画支援点数(⑧) = 下記ア、イ、ウの合計点数(上限は10点)
  - ア. 「女性活躍推進法」又は「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画のいずれかを策定(令和3年12月31日現在で有効なもの)し、都道府県労働局へ届け出ている者のみ、5点  
(ただし、「女性活躍推進法」は常時雇用する労働者数が300人以下、「次世代育成支援対策推進法」は常時雇用する労働者数が100人以下の企業に限る。)
  - イ. 神戸市の「こうべ男女いきいき事業所表彰<sup>〔注4〕</sup>」を平成28年度以降に受賞している者のみ、5点
  - ウ. 国の「女性活躍推進法」に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし)又は「次世代育成対策推進法」に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん)を取得している者のみ、10点
- ・消防団協力事業所点数(⑨) = 令和3年12月31日現在で神戸市消防団協力事業所等表示制度に認定されている者のみ、10点
- ・協力雇用主点数(⑩) = 令和3年11月1日現在で法務省神戸保護観察所に協力雇用主として登録されており、かつ、同日以前の過去2年間に保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を同一人で3か月以上雇用した実績がある者のみ、10点
- ・指名停止点数(⑪) = 過去2年間(令和2年2月1日～令和4年1月31日)に神戸市により開始された神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の月数の合計×10点

<注1> 「神戸市民雇用人数」は特別徴収義務者台帳における現特徴人員(基準日現在)とします。

<注2> 神戸環境マネジメントシステム(KEMS)審査登録制度は、こうべ環境フォーラムが運営しています。

神戸環境マネジメントシステムと相互認証を行っている審査登録機関には、

- 特定非営利活動法人KES環境機構(京都)
- おおつ環境フォーラム OES(大津)
- 青森環境機構 AES(青森)
- いわて環境マネジメント・フォーラム ies(岩手)
- 日立グループ HI-KES
- M-EMS認証機構(三重)
- (株)環境ソフトウェア研究所 ESL(東京)
- エコサポート TGAL(鹿児島)
- NPO法人ヨコハマみらい環境協議会 Y-ES(横浜)
- みちのく環境管理規格認証機構 M-EMS(仙台)
- エイチ・イー・エス推進機構 HKES(北海道)
- 広島KES推進機構 HKES(広島)
- KES関東 KESK(東京)
- あたほ環境機構(東京)
- 東日本環境機構(仙台)
- アルプス環境フォーラム(長野)
- 大阪KES環境機構 O-KES(大阪府)
- 有限会社愛知環境機構 AIKES(名古屋)
- 鳥取県 TEAS(鳥取)

の19機関があります。(令和3年5月10日現在)

ISO14001及びISO9001の認証については、(公財)日本適合性認定協会(JAB)又は国際認定機関フォーラム(IAF)における国際相互承認協定(MLA)を締結している認定機関が認定した審査登録機関が行うものをいいます。

<注 3> 次回格付時(令和6・7年度登録)には、令和4年度に新設を予定している認証制度の認証を取得することにより、加対象となる予定です。(現在制度導入検討中のため、確定ではありません。)

別表1 等級表・発注標準金額

	等級	総合点数	必要な 年平均完工高	特定建設業 の許可	発注標準金額
土木 一般	A	1130点 ~	4億円	必要	概ね7千万 ~
	B	950点 ~ 1129点	2億円	必要	概ね3千5百万円 ~ 2億円
	C	840点 ~ 949点	8千万円	—	概ね1千万円 ~ 1億円
	D	~ 839点	—	—	概ね ~ 5千万円
建築 一般	A	1130点 ~	4億円	必要	概ね7千万 ~
	B	920点 ~ 1129点	2億円	必要	概ね3千5百万円 ~ 2億円
	C	840点 ~ 919点	1億円	—	概ね1千万円 ~ 1億円
	D	~ 839点	—	—	概ね ~ 5千万円
電気 一般	A	1050点 ~	1億5千万円	必要	概ね3千万円 ~
	B	840点 ~ 1049点	6千万円	—	概ね1千万円 ~ 1億円
	C	~ 839点	—	—	概ね ~ 5千万円
管 一般	A	1030点 ~	1億5千万円	必要	概ね3千万円 ~
	B	860点 ~ 1029点	6千万円	—	概ね1千万円 ~ 1億円
	C	~ 859点	—	—	概ね ~ 5千万円
造園 一般	A	850点 ~	7千万円	—	概ね1千万円 ~
	B	~ 849点	—	—	概ね ~ 4千万円
舗装	A	880点 ~	6千万円	必要	概ね4千万円 ~
	B	780点 ~ 879点	1千5百万円	—	概ね1千万円 ~ 8千万円
	C	~ 779点	—	—	概ね ~ 4千万円

注) この表は、令和4・5年度神戸市工事請負競争入札参加資格における等級表・発注標準金額です。

なお、発注に際して上記の発注標準金額によることが適当でない場合は、これによらないことがあります。

**別表2 最高実績点数表**

最高実績金額		最高実績点数
10億円以上		100
5億円以上	10億円未満	95
4億円以上	5億円未満	90
3億円以上	4億円未満	85
2億円以上	3億円未満	80
1億円以上	2億円未満	75
9000万円以上	1億円未満	70
8000万円以上	9000万円未満	65
7000万円以上	8000万円未満	60
6000万円以上	7000万円未満	55
5000万円以上	6000万円未満	50
4000万円以上	5000万円未満	45
3000万円以上	4000万円未満	40
2000万円以上	3000万円未満	30
1000万円以上	2000万円未満	20
500万円以上	1000万円未満	10
0円以上	500万円未満	5
0円		0

**別表3 平均成績点数表**

入札・契約件数 平均成績	平均成績			
	0件	1件	2件	3件以上
～49.9	0	-50	-60	-70
50.0～52.4	0	-40	-50	-60
52.5～54.9	0	-30	-40	-50
55.0～57.4	0	-20	-30	-40
57.5～59.9	0	-10	-20	-30
60.0～62.4	0	0	0	0
62.5～64.9	0	0	0	0
65.0～67.4	0	10	20	30
67.5～69.9	0	20	30	40
70.0～72.4	0	30	40	50
72.5～74.9	0	40	50	60
75.0～77.4	0	50	60	70
77.5～79.9	0	60	70	80
80.0～82.4	0	70	80	90
82.5～84.9	0	75	85	95
85.0～	0	80	90	100